

Sanren Topics No.6

外部資金獲得手当を改正します。

(令和8年度の契約分より適用され、令和9年度外部資金獲得手当に反映されます)

(解説)

岐阜大学では、令和8年度契約分から共同研究等において、「**教員共同研究等参画経費(知の価値分)**」を導入するなど、外部資金の間接経費を獲得する**研究者のインセンティブを強化**しています。

この取組の一環として、既存の**外部資金獲得手当の見直し**を図ったものです。

(今までの外部資金獲得手当の問題点)

科研費補助金の
獲得者に対して
手当が支給される
割合が少ない！

大規模な受託研究を
獲得する研究者の
インセンティブが
少ない！

大規模な研究なのに
インセンティブは
研究代表者に
しかない！

共同研究講座・
共同研究部門に
対するインセンティブ
がない！

共同研究の
教員人件費相当額
は研究費にしか
使用出来ない！

改善① 外部資金獲得手当支給細則第3条の改正

外部資金獲得手当支給細則第3条とは？

すべての外部資金間接経費獲得額の合計額の上位者から順番に、予算の範囲内で上限30万円から下限5万円を手当として支給するもの。(人社系の課題については、積算上、間接経費の獲得額を2倍にして計算することになっています)

改正の内容

本手当の対象者は大型の受託研究や共同研究の獲得者の割合が多かったため、対象から受託研究と共同研究を除き、科研費と受託事業だけになるように改正をします。

この改正により、手当の支給対象者の多くが科研費の獲得者となります。



改善②③④ 外部資金獲得手当支給細則第5条の改正

外部資金獲得手当支給細則第5条とは？

(改正前)共同研究間接経費の獲得者に対して直接経費の2%相当を手当として支給するもの

改正の内容

本手当の対象は共同研究のみで、支給額も間接経費の獲得額によらず一律2%であったため、対象を受託研究、共同研究講座等にも拡大するとともに、間接経費の獲得額に応じてインセンティブが増加する仕組みと、一定の要件(間接経費10,000千円以上獲得など)を満たす研究課題において、研究代表者に支給される手当を研究参画者に分配できる仕組みを導入します。

改善⑤ 外部資金獲得手当支給細則第6条の適用

外部資金獲得手当支給細則第6条とは？

共同研究等で計上した「**教員共同研究等参画経費(知の価値分)**」を自身の手当として支給するもの。

改正の内容

現在の共同研究の教員人件費相当額を「**教員共同研究等参画経費(知の価値分)**」として見直すことにより、計上額の50%を上限に自身の手当とすることが可能となります。

詳細資料：**外部資金獲得手当支給細則改正の概要について** (<https://ari.gifu-u.ac.jp/kenkyu/incentive.html>)

外部資金獲得手当支給細則 改正の概要について

～ 2026年度外部資金獲得実績より適用～
(2027年度給与にて支給)

岐阜大学研究推進部

制度び改正の概要①

<制度の概要>

項目	内容
外部資金獲得手当	外部資金獲得手当は、外部資金により間接経費を獲得したことにより、財政面において機構の経営に貢献した職員に支給する。
支給日	外部資金獲得手当は、算定対象となる年度の翌年度の9月21日(この日が休日等に当たるときは、その直前の休日等でない日)に支給する。
対象者	教員(ただし、算定の対象となる年度の懲戒処分を受けた者は対象外。また、パート雇用者、招へい教員、退職者等の規則上、手当が支給出来ない者については、報奨金により別途支給)
各手当の概要	次頁以降のとおり
新制度の適用時期	2026年度(令和8年度)以降の外部資金獲得額に対して適用

制度及び改正の概要②

条項		現在の手当の概要(岐阜大学)	改正の概要(岐阜大学)	対象経費	
				改正前	改正後
3条	外部資金に係る間接経費獲得者に対する外部資金獲得手当	前年度において、研究代表者等として獲得した間接経費の合計額(人文社会科学系の事業等は2を乗じた額)の多い順から、予算に応じて支給する。支給額は、300,000円を上限、50,000円を下限とし、10,000円単位の比例制で支給する。	【内容】 対象経費の経費を縮小するもの 【効果】 対象経費から、受託研究、共同研究を除くことで、受託事業及び補助金の間接経費獲得者(主は科研費獲得者)に対してインセンティブが強化	受託研究 共同研究 受託事業 補助金	受託事業 補助金
4条	PI人件費制度適用者に対する外部資金獲得手当	前年度において、当該制度に基づき直接経費から人件費の一部を支出した者に対して支給する。	変更なし	受託研究	変更なし
5条	共同研究等に係る間接経費獲得者に対する外部資金獲得手当	前年度において、研究代表者等として、共同研究(令和2年度以降に開始したものに限り)において間接経費を獲得した者に対して、共同研究1件につき、直接経費の2%相当分を支給する。ただし、共同研究1件当たりの支給額は、200,000円を上限とする。	【内容】 ● 対象経費の経費を拡大するもの ● 支給率の変更※別表のとおり 〔間接経費の獲得総額に応じて支給率(3%~20%)を変動させる仕組みの導入〕 ● 支給額の上限の撤廃 ● 支給対象者の拡大※別表のとおり 〔一定の場合において、研究代表者が研究参画者に支給額を分配できる仕組みの導入(チーム型研究)〕 【効果】 受託研究や共同研究講座に対象を拡大、支給率も獲得額に応じて変動させることにより、間接経費獲得者に対するインセンティブが強化されるとともに、研究代表者以外のモチベーションも向上	共同研究	受託研究 共同研究 共同研究講座・部門 ※6条との重複支給は不可
6条	教員共同研究等参画経費獲得者に対する外部資金獲得手当	前年度において、教員共同研究等参画経費(知の価値分)の獲得者に対する外部資金獲得手当の支給	【内容】 共同研究の教員人件費相当分を見直し、経費の一部を自身の手当とすることを可能とするもの 【効果】 インセンティブの強化によるモチベーションの向上	制度なし	受託研究 共同研究 共同研究講座・部門

<別表(支給率について)>

支給率	間接経費獲得額	対象経費	参考)直接経費相当
20%	3,000万円以上	共同研究／共同研究講座・部門／受託研究	1億円以上
15%	1,500万円以上～3,000万円未満	共同研究／共同研究講座・部門／受託研究	5千万円～1億円未満
12%	1,000万円以上～1,500万円未満	共同研究／共同研究講座・部門／受託研究	3.3千万円～5千万円未満
10%	500万円以上～1,000万円未満	共同研究／共同研究講座・部門／受託研究	1.6千万円～3.3千万円未満
5%	300万円以上～ 500万円未満	共同研究／共同研究講座・部門／受託研究	1千万円～1.6千万円未満
3%	33.3万円以上～ 300万円未満	共同研究／共同研究講座・部門／受託研究	111万円～1千万円未満

<別表(支給率について)> 対象経費毎の支給率は、運営会議の議により定める。

<別表(チーム型研究について)>

定義	研究代表者と、研究参画者で共同で行う研究 研究参画者とは、契約書又は附属の研究参画者リストに氏名の記載がある者とする
支給対象グループ	● 共同研究講座・部門の課題 ● 一課題当たりの間接経費の金額が10,000千円以上の課題(一般管理費等の名目により交付を受け、その全額を研究代表者等に配分するものを除いた額)
支給対象者	教授・准教授・講師・助教(特任を含む) ※当該研究課題で雇用されている者や企業からの出向受入者は除く
支給方法	研究推進部から、チーム型研究の対象となる研究課題の研究代表者宛に研究参画者等へ手当の配分を行うか意思確認を行い、配分を行う場合には所定の手続きを行うものとする。
その他	チーム型研究による手当の支給については、学術研究・産学官連携推進本部で事前確認を実施する

<別表(チーム型研究について)> の支給率及び対象経費は、運営会議の議により定める。